



平成21年 [redacted] 広告料金の返還請求事件

原告 [redacted]

被告 株式会社セントラルマーケット

被告第三準備書面

平成21年 [redacted] 日

[redacted] 裁判所 1 係 御中

(送達場所)

東京都港区南麻布4丁目14番6号

電話 03(5798)8833

ファクシミリ 03(5798)8990

被告

株式会社セントラルマーケット

代表取締役 加藤昌稔



原告準備書面(3)に対する認否・反論

1 第1について

第1の第1項について認める。調査した結果、200 [redacted] 日に被告営業担当井上直子より、原告 [redacted] 氏へ電話した記録があり、その後遣り取りがなされた。

第2項について、被告は甲第2号証が契約内容と当たらないと述べた事実はないため、立証の責はない。被告の言う質の良いユーザーとは、被告の運営媒体への来訪頻度が高く、また掲載記事に興味を示し、クライアントサイトへ訪問するユーザーのことを指す。



2 第2について

第1項について、被告第二準備書面に記載の内容とは、文脈からわかるとおり、クリックの内容の事である。更に付け加えると、クリック後のユーザーの動向のことである。

なお、原告準備書面（2）については、既に被告第二準備書面において回答しているため、これを省略する。

なお、被告の扱うインターネット広告とは、テレビ広告と同じであり、クリック率・PV率はテレビ広告という視聴率と同じであり、広告の効果に関しては、保証できないのは周知の事実であり、被告は、あくまでも、掲載期間クリック数について、無料サービスとして保証したものに過ぎない。そもそも、本件の実態としては、原告が被告の作成した広告で一旦は了承したものの、その後広告効果が十分に上がらないことから、被告の債務不履行にかこつけて返金を求めようとしていることが容易に想像できるのである。

以上の次第であって、そもそも原告の主張する被告の義務は存在しないかあるいは既に履行済みであるため、被告に債務不履行は存在せず、原告の主張は失当である。

以上

スターティインターナショナル株式会社 前訴 第三準備書面

スターティインターナショナル株式会社の提出する裁判資料は大凡この程度の物だ。
人を馬鹿にした30分程度で書ける内容。

そして、商品が売れない理由をクライアント商品に責任転嫁し愚弄する。

広告効果が十分上がらないことから、被告の債務不履行にかこつけて返金を求めようとしていることが容易に想像できるのである。（2ページ下から6行目）